

## 地元関係者の主な意見に対する見解

### (1) 法令基準等に対する不安等

|       |     | 意見又は見解   |
|-------|-----|--|
| 地元関係者 |     | ・遮水シートは破れ、継ぎ目が剥がれる。ベントナイトも水を通す。47年間もつ確実な保証はない。汚水は必ず漏れ、地下水・水道水が汚染される。全国で事故が起きている。   |
| 県     |     | ・遮水シートは、大学等での試験結果や判例などから適切な維持管理のもとでは50年以上の耐久性を有するものと考えられる。   |
| センター  |     | ・遮水シートは、大学の試験報告や福岡高裁の判例を踏まえると少なくとも50年以上の耐久性があると考えている。<br>当処分場では、国基準を上回る3重の遮水構造に加え、電氣的漏えい検知システムの採用、処分場周縁地下水の定期検査などによる多重の安全対策(マルチバリア)を講じ、処分場廃止まで適切な維持管理を行い、地下水が汚染されないよう万全を期する計画としている。県も定期的に立入検査や水質検査を行い厳格な監視・指導を実施することから、浸出水の地下水汚染による地下水及び飲料水への影響はないものとする。   |
| ①     | 専門家 | ・近代の埋立の歴史は高々30年であり、シートが何年もつかについて現場データ蓄積は十分でない。しかし本処分場では漏れのリスクを最小限にするために、単一シートではなく、シート、ベントナイト混合土、シートという3重のバリアとなっている。<br>①シートは敷設後に接合するが、漏れ試験を行っている。シート破損は重機の走行、鋭利な廃棄物の貫通などによるので、シート上に50cm程度の保護砂を敷いている。②ベントナイト混合土とは、粘土成分であるベントナイトを混合したものである。吸水性・膨潤性をもつためにクラックを自らふさぐ自己修復性をもち、透水係数は極めて低い。まったく水を通さないわけではないが、50cm通過するのに数十年以上かかる。また吸着性能をもつので、有害物質は捕捉される。③漏水検知システムにより、第1シートの正常さを監視している。万が一漏出があれば、ごみを掘り起こして補修する。④さらに、バックアップとして、ベントナイト混合土の下に第二シートを設置している。<br>以上の構造と運用によって、浸出水が埋立地外に漏れだす可能性は、大変低い。<br><br>・促進劣化試験というものがああり、非常に強い太陽光に似た光源の元で、数千時間分に相当する暴露試験を行い、50年程度の耐久性が確認されている。<br>ここでいう50年は、シート単体でもつわけではなくて、上に光が当たらないように設置する遮光性のマットを含めて50年ということ。日本全国各地の最終処分場からサンプリングした遮水シートの耐久性調査を実施した結果、促進劣化試験とほぼ同様の傾向であったため、遮水シートの耐久性は科学的に検証されている。<br>遮水シートの事故事例の報告はあるが、遮水シート導入当初はあまり知見がなく、施工時の留意点、埋立初期の運用に対する留意点、紫外線からの保護があまり考えられていなかったことによるものである。これらの分析を踏まえ、遮水シートの施工に際し、日本遮水工協会により、施工管理技術者、施工技能者の資格制度が18年前から開始されている。遮水シートの安全性を確保するため、シートの施工を行う場合には原則的にこれらの資格保持者の常駐が必要となっている。シート接合部の漏れ試験としては、加圧検査、負圧検査等があり、すべての接合部が検査される(全数検査)。シートの品質確保のための製品認定制度、接合のための融着機械の検定制度もある。 |
| 地元関係者 |     | ・埋立廃棄物が無害になるまで遮水シートがもつのか。安定化ではなく無害でなければ意味が無い。  |

|   |       |  |
|---|-------|--|
| ② | 県     | <p>・廃止基準は、処分場に関する日常的な維持管理を行わなくても良い状態になる基準であり、埋立廃棄物が安定化した状態であることを意味し、埋立廃棄物が周辺の生活環境に支障を及ぼすことはないと考える。</p> <p>・廃止後の処分場跡地についても、廃棄物処理法の規定により県が指定区域として指定するため、一定の制限が課せられることとなることから、周辺の生活環境に支障が生じないような制度となっている。</p> <p>・遮水シートの耐久性については適切な維持管理のもとでは50年以上とされており、廃止までの期間以上の耐久性を備えているものと考える。</p>  |
|   | センター  | <p>・無害という意味では、埋立廃棄物が将来にわたり周辺の生活環境に支障を及ぼさないようにすることが必要。処分場の廃止には国の廃止基準に適合していることを県が確認する必要がある。廃止基準は処分場の日常的な維持管理を行わなくても良い状態になる基準のことで、埋立廃棄物が安定化した状態になったことを意味するので、埋立廃棄物が周辺の生活環境に支障を及ぼすことはないと考える。</p> <p>当処分場では廃止までの期間を約47年間と見込んでおり、遮水シートの耐久性は50年以上とされていることから、廃止までの期間以上の耐久性を備えているものと考える。</p>  |
|   | 専門家   | <p>・埋立地内の廃棄物は、生物分解と降雨による洗い出しによって、安定化が進む。日本の標準的技術である準好気性構造は、分解に伴う発熱によって生じる浮力を利用して、動力なしに埋立地内に空気を供給する。これによって、欧米の埋立地(嫌氣的埋立地)に比べて、有機物の安定化は早い。また、無機汚濁物質は、降雨によって浸出水として洗い出される。固体に対する通過水量の比(L/S比)は3以上で洗い出しが完了するとされるが、当該処分場は管理期間中に4を超えると計算されている。埋立地の最も重要な機能は、環境に影響を与えることなく廃棄物を安定化させることである。</p> <p>・遮水シートには耐久力が求められており、①耐候性(紫外線)、②熱安定性、③耐酸性、耐アルカリ性、④耐油性に関する基準がある。遮水シート劣化の原因のうち、一番大きなものは、紫外線による劣化であるが、シート自体に紫外線への耐候性を持たせているだけでなく、遮光性保護マットでシートを覆う事により紫外線劣化を防ぐことができることが分かっている。</p> <p>遮水シートの中で、例えばHDPEやLLDPEなどのポリエチレン製の材料は130℃くらいで溶けるが、処分場が130℃になるのは火事でも起きない限りならないことから、熱安定性も確保されている。</p> |
| ③ | 地元関係者 | <p>・最終処分場は有害物質を雨で洗い流し汚染度を下げ、一方、汚染水はいくらでも排出するという考え方。排出する汚染物質には総量規制がないため、濃度を基準値以内に抑えればいくらでも流すことができる。</p>   |
|   | 県     | <p>・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令では、保有水等集排水設備により集められた保有水等は、排水基準に適合させることができる浸出水処理設備を設けることが規定されており、汚染水はいくらでも排出することではなく、浸出水の適正な水処理を実施することが法律で規定されている。</p>   |
|   | センター  | <p>・我が国の処分場放流水の水質は濃度による規制が行われている。この、国が定める排水基準は、環境省の中央環境審議会等で検討され、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、当処分場においてもこれらの基準を遵守することで周辺の生活環境に支障が生じることはないものと考える。この基準は、我が国の同様の処分場において一律に遵守すべきものとして定められており、処分場以外の工場・事業場等についても、適用される排水基準は同様の内容。</p>  |
|   | 専門家   | <p>・遮水によって埋立地から集められた浸出水は、水処理施設で処理され、排出基準以下とされてから放流する。また②のように、埋立地は廃棄物を安定化させる機能を持っているので、浸出水濃度は時間とともに低くなる。(処理水の影響については、④参照)</p> <p>有害物質の考え方が、管理型最終処分場は埋立処分基準を満足するものを入れることを考えていただきたい。有害物質の基準は非常に厳しく、埋立処分基準はほんの少しでも検出されれば埋立できない基準。そのような厳密な基準を満たしたもののしか埋立てられないことから、入る物は危ない物ではないということを御理解いただきたい。</p>  |

|   |       |  |
|---|-------|--|
| ④ | 地元関係者 | ・基準値以下の放流水であっても海に流れ続け汚染物質は溜まっていく。特産のワカメへの影響や生物濃縮による魚介類への影響がある。   |
|   | 県     | ・廃棄物処理法で定められている排水基準等は、科学的な調査から得られた知見のもとに、十分な安全性を考慮し、生涯にわたって摂取しても健康に影響が生じないレベルとして設定された環境基準を参考に規定されており、基準を遵守していれば周辺的生活環境に支障が生じることはないものとする。<br>(環境基準値は、人が口にする場合の健康影響(飲用)を基本に、魚介類への生物濃縮の影響も検証して問題ないものとして設定されている。)  |
|   | センター  | ・浸出水は、逆浸透膜処理を含む高度な水処理システム等により処理し、国基準よりも良好な水質として放流する計画なので、汚染水が流れるような計画ではない。実際の放流水は、定期的なモニタリングを継続実施して問題がないことを確認し、その結果は公表する。さらに、県も定期的に立入検査を実施し、検査をされる予定であることを確認している。<br>この放流水による影響は、当処分場の水質に係る生活環境影響調査により、下流河川において環境基準等を満足すると予測しており、適切な環境保全措置を講じることからも魚介類を摂取した場合を含み生活環境に支障を生じることはないものとする。   |
|   | 専門家   | ・排出基準は放流されると希釈されることから、環境基準の10倍として設定されている。最悪でも10倍以上には薄められるということである。放流量と河川水量の比率を考えると、実際には千～万倍に希釈されるので大きな安全率をみていることになる。そのため河川に処理水を放流した場合、処理水が排水基準を満足していれば、河川が処理水によって環境基準を超えることはない。<br>また、排水基準のもととなる環境基準は、それ自体が「影響のないレベル(あぶないレベルではない)」にさらに安全率をかけて設定されている。このように数段階の安全率を見込んでいるので、排水基準を満足していれば生態系を含めた環境に影響を及ぼすことは考えられない。<br><br>・ダイオキシン類を含むPOPs(残留性有機汚染物質)については、国内外で生体内や底質、水質での監視が行われており、国内ではたとえばPCBなども横ばいあるいは漸減傾向とされている。排水基準あるいは環境基準の決め方がある程度功を奏していると考えられ、放流水の濃度が排水基準値以下であれば、実質的には生物濃縮による問題は起こらないと考えられる。 |
| ⑤ | 地元関係者 | ・産廃処分場は「公害施設」。国の基準を守っても安全は担保できない。  |
|   | 県     | ・産廃処分場は廃棄物処理法において施設構造基準をはじめ、排水基準、埋立処分基準等、構造、維持管理に係る厳格な基準が定められている。<br>・県では、これらの基準について、条例・法手続きの各段階で審査するだけでなく、施設稼働後も立入検査等により確認することとしている。  |
|   | センター  | ・国基準を上回る施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺的生活環境に支障が生じないように運営する。  |
|   | 専門家   | ・かつて、ごみは何らの対策もとらずに放置されていた。これをオープンダンプとよび、浸出水による環境影響があったと思われる。現在でも、途上国の大部分の埋立地はオープンダンプであり、地下水汚染を引き起こしている。不法投棄がこれにあたり、遮水も何も無いところにほったらかしにされ、勝手に埋めてしまう。これはまさに公害が発生する可能性がある。<br>現在の廃棄物処理施設は、環境に影響を及ぼさないように処理するとの機能をもっている。埋立地の場合は、しゃ水(および排水)、ガス抜き、覆土の3つを備えていることが基本であり、公害施設ではなく、公害防止施設である。   |

|   |       |  |
|---|-------|--|
| ⑥ | 地元関係者 | ・EUでは廃棄物処分場による健康被害が認識され「処分場指令」や「ごみゼロ」への取り組みが強化されているが、日本では焼却・埋立処理が続けられ、世界に大きく遅れをとっている。  |
|   | 県     | ・日本でも累次の廃棄物処理法改正により、廃棄物処分場に係る基準強化が行われているほか、各種リサイクル法の制定により、ごみ削減に向けた取り組みが強化されており、世界的にも遅れをとっているものではないと考える。  |
|   | センター  | -  |
|   | 専門家   | <p>・日本に限らず1960年代まで埋立地からの環境影響の認識はなかったが、化学工場からの廃棄物を埋立て、周辺住民に明らかな健康影響をおよぼした米国のラブキャナル事件が埋立地近代化のきっかけとなった。世界中で環境対策がとられるようになったのは1970年前後であり、日本の廃棄物処理法も1971年に制定されている。日本が遅れているわけではない。焼却、埋め立ての技術と環境汚染対策、3Rの取り組みは先進国で共通している。</p> <p>日本では、有機物の安定化を促進するため自然対流により埋立地内に空気を供給する準好気性構造を古くから採用していた。また日本は可燃ごみと不燃ごみを分別し、焼却によって有機物を安定化してから埋め立てていた。一方、欧米は混合ごみを埋め立てることを続けてきたが、有機物が多いため安定化までの管理の長期化が認識されるようになり、EUは有機物埋立量に基準を設け、そのため焼却が広がっている。すなわち、焼却による埋め立て有機物の削減、埋立された有機物の分解促進技術に関しては日本が先進的であった面がある。</p> |

## (2) 一般的な質問等

|   |       |  |
|---|-------|--|
| ⑦ | 地元関係者 | <p>・国の基準に合致したものしか埋め立てないと言っているが、目視検査だけでは搬入物の性状等はわからない。有害物質の混入は避けられない。</p> <p>・搬入検査において、マニフェストによる管理、蛍光X線で不適物を確認できると説明があったが、いかなる条件下でも搬入物が100%信頼できるのか。</p>   |
|   | 県     | ・廃棄物処理法で埋立処分基準が設けられており、全国の公共関与処分場においては書類検査、展開検査等により、埋立処分基準と照らし合わせ搬入廃棄物として問題無いことを確認している。  |
|   | センター  | <p>搬入廃棄物の検査は、事前審査、受付検査及び展開検査の各段階において、廃棄物に応じた書類検査、分析検査、目視検査などの複数の検査を行うこととしており複数のチェック(マニフェスト確認や蛍光X線分析を含む)を重ねることで、国基準に加えて、当処分場への搬入廃棄物として問題がないことを総合的に確認する。</p> <p>このような確認に加えて、国基準を上回る施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺的生活環境に支障が生じないように運営する。</p> |
|   | 専門家   | ・持ち込み時の目視検査、埋立時の展開検査、持ち込みごみの抜き取り検査を行っている。契約外の廃棄物が認められた場合は、持ち帰らせることとなっている。この搬入管理が第一の対策である。もちろん100%はあり得ないが、しゃ水工によって外部への流出はなく、浸出水中に有害物質があったとしても水処理施設で処理され、基準に合致していることを確認してから放流する。なお、産業廃棄物は有害物を含むものは特別管理廃棄物であり、管理型最終処分場には持ち込んではいない。          |
|   | 地元関係者 | ・産廃がどのような形状で持ち込まれ、どのような大気汚染を引き起こすか不安だ。   |
|   | 県     | ・県が定めた最終処分場の維持管理指針において、風雨等による廃棄物の飛散及び流出を防止するため、即日覆土用の土砂の確保等の準備をすることを規定しており、大気汚染が生じないよう立入検査等により確認することとしている。   |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| ⑧ | センター  | <p>・事業計画書にも記載のとおり、搬入廃棄物は種類ごとに受入基準を設定して搬入検査を実施する計画であり、受入基準に適合した形状である等、当処分場への搬入廃棄物として問題ないことを確認する。</p> <p>大気汚染のおそれへの対応は、搬入廃棄物の飛散防止措置をとることとしており、まず排出事業者に飛散防止措置の徹底を求め、センターは搬入検査により十分に確認する。また、搬入廃棄物を埋立地において荷下ろしする際には、必要に応じた散水や即日覆土により飛散を防止し、強風時には廃棄物の搬入を停止するので、搬入廃棄物の飛散により、周辺的生活環境に支障が生じることはないものとする。</p> <p>また、埋立地内で有機物が分解される時などに発生する、いわゆる埋立ガスについては、有機物の搬入を極力抑制するとともに、埋立地内で空気が流通しやすい構造・維持管理とすることで、問題となる恐れのあるガスの発生も抑制するため、埋立ガスにより周辺的生活環境に支障が生じることはないものとする。</p> |
|   | 専門家   | <p>・埋立地からの発生ガスは、有機物分解によって発生する二酸化炭素、メタンガスが主である。環境基準が定められている大気汚染物質は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、光化学オキシダントなどであり、主に燃焼装置から発生する。埋立地からはこのような物質は排出されない。</p>   |
| ⑨ | 地元関係者 | <p>・国基準以下の低レベル放射性廃棄物は搬入されるのではないかと。(放射性物質汚染対処特措法に基づく)指定基準(8,000Bq/kg)以下なら廃棄物処理法の廃棄物になり、基準自体も水質汚濁防止法と同様、濃度基準のため、薄めればいくらかでも処理できる。</p>  |
|   | 県     | <p>・搬入廃棄物は法令上の基準の他、事業者の受入基準に従い搬入される。県は処分場稼働後もこれらの基準に従い適切な維持管理がなされているかについて、立入検査等により確認することとしている。</p>  |
|   | センター  | <p>・「低レベル放射性廃棄物」は原子炉等規制法などの法律で規制されており、各種法令で規定されたいわゆる放射性廃棄物は、法令上も当処分場に受け入れることはできない。</p> <p>当処分場の搬入廃棄物は、法令上受入可能なものの中から当センターが定めるが、いずれにしても人の健康に支障を及ぼすことにならないいわゆる放射性廃棄物は受け入れない。</p>  |
|   | 専門家   | <p>・東日本大震災以降、放射性物質が被災地を中心に飛散し、下水汚泥、焼却灰に検出された。8000Bq/kgという基準は、そのために定められたものである。東京たま広域資源循環組合では焼却残渣のエコセメント化を行っており、震災直後から焼却灰、焼却飛灰の放射性物質の濃度が高まったが、現在は震災以前のレベルまで低下している。放射性物質は原子炉の爆発によって粉じん等が飛散したのであり、その影響範囲で焼却によって灰に濃縮された。本計画における処分場は産業廃棄物を受け入れ、燃えがらは鳥取県内の焼却施設で焼却した残渣であるので、震災の影響はないと考えられる。</p>   |
| ⑩ | 地元関係者 | <p>・処分場から離れた所でも臭気が確認されている。どんな(悪臭)物質が処分場から出ているのか知りたい。</p>  |
|   | 県     | <p>・センターが実施した生活環境影響調査結果書でも敷地境界における悪臭物質の規制基準を満足しており、引き続き規制基準の適合状況について確認する。また、県が定めた最終処分場の維持管理指針に従って、即日覆土等、悪臭の防止について事業者が適切に維持管理を行っていることを立入り検査等で確認することとしている。</p>  |
|   | センター  | <p>・搬入廃棄物による悪臭対策は、悪臭が発生している廃棄物や腐敗しやすい廃棄物は受け入れない。このことは、搬入検査の各段階(事前審査、受付検査、展開検査)において、十分に確認する。加えて、埋立における即日覆土を徹底し、悪臭の発生を更に抑制するので、当処分場に起因する悪臭により周辺的生活環境に支障が生じることはないものとする。</p> <p>また、埋立地内で有機物が分解される時などに発生する、いわゆる埋立ガスについては、有機物の搬入を極力抑制するとともに、埋立地内で空気が流通しやすい構造・維持管理とすることで、問題となる恐れのあるガスの発生も抑制するため、埋立ガスにより周辺的生活環境に支障が生じることはないものとする。</p>   |

|   |       |  |
|---|-------|--|
|   | 専門家   | ・埋立地で悪臭が問題になるとしたら、硫化水素である。硫黄分を含む有機物の嫌氣的分解によって発生する。最も懸念されるのは石膏ボードの埋立で、不適切な維持管理を行った処分場において高濃度で発生して作業者が死亡することもあった。公害の中で悪臭はヒトが低い濃度で知覚できるために、苦情の件数が多いが、埋立地から発生したとしても大気で拡散して濃度が低くなるので、周辺に健康影響が現れることはない。  |
|   | 地元関係者 | ・焼却灰や飛灰には高濃度のダイオキシンや有害重金属が含まれており、非常に危険。  |
|   | 県     | ・国の埋立処分基準が規定されており、高濃度のダイオキシン類や有害重金属を含む焼却灰や飛灰の埋立は認められていない。  |
|   | センター  | -  |
| ⑪ | 専門家   | ・一般廃棄物の焼却飛灰は有害重金属の濃度が高いので、特別管理廃棄物に指定されている。そのため、安定化処理を行って、埋立処分基準を満足したものしか埋め立てられない。ダイオキシン類についても同様である。埋立処分基準とは、溶出試験を行い、その溶出液中の濃度で判定され、この濃度は処理水の排水基準と同じ、すなわち環境基準の10倍という厳しいものである。産業廃棄物の飛灰についても同様である。<br>一般廃棄物処分場の浸出水測定データは多いが、重金属濃度が排水基準を超えることはほとんどない。また、ダイオキシン類については廃棄物研究財団が処分場の搬入物、浸出水、埋め立てガスの濃度を測定し、廃棄物を掘り起こしてダイオキシン類濃度を測定した研究がある。その結果、埋立地から外に出る割合は百万分の1にすぎなかった。つまり埋め立てられたダイオキシン類は埋立地外に流出しない。また浸出水処理施設では、90%以上が除去されることもわかっている。重金属濃度がもし高ければ、そのときはキレート処理によって除去できる。 |
|   | 地元関係者 | ・遮水シートが破れて汚染水が漏れることにより、近隣の水源地が汚染される。   |
|   | 県     | ・県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行い、地下水の汚染が無いことを確認するとともに厳格な監視・指導を行うこととしている。  |
| ⑫ | センター  | ・国基準を上回る3重の遮水構造に加え、電気的漏えい検知システムの採用、処分場周縁地下水の定期検査などによる多重の安全対策(マルチバリア)を講じ、処分場廃止まで適切な維持管理を行い、地下水が汚染されないよう万全を期する計画としている。県も定期的に立入検査や水質検査を行い厳格な監視・指導を実施することから、浸出水の地下水汚染による水源地への影響はないものとする。<br>・なお、地元の方の福井水源地への影響を懸念される声を受けて、平成26年度に地下水位の把握等による調査を行い、処分場直下の地下水が福井水源の方向へは流れないことを確認している。  |
|   | 専門家   | ・①で述べた対策がとられているため、周辺を汚染するという事は考えがたい。<br>・過去の記録からシートの破損原因が分析され、対策がとられている。破損の主な原因は、①設計・施工・立地条件によるものが1/4、②埋立中の重機などによる破損が1/2、③紫外線等による劣化による破損が1/4となっていた。①は製品、施工機械、施工者の資格制度、施工後の漏れ検査、漏水検知モニタリング等で対処、②はシート上部に保護層を設置することで対処、③は保護マットを設置することで破損を防げることが分かっている。  |
|   | 地元関係者 | ・塩川のダイオキシン類濃度が基準を超えていたが、県はその原因を明らかにしていない。農業ではないかと片付けられ、実際の汚染源ははっきりしない。<br>・現在稼働中の環境プラント工業の一般廃棄物処分場にダイオキシン類を含む燃え殻等を入れ続けており、塩川のダイオキシン類の検出の原因と推定される。  |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| ⑬ | 県     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は平成26年から塩川(8～9地点)におけるダイオキシン類の調査を継続して実施し、調査結果(全ての地点で環境基準以下であることを確認している)。</li> <li>・県として、法令に従い隣接一廃処分場の監視指導・水質検査を定期的に行い問題がないことを確認している。</li> <li>・塩川河川水質のダイオキシン類濃度が春から初夏にかけて値が高くなる傾向が見られるが、これは塩川水質のダイオキシン類の組成割合と周辺状況(水田地帯)を考慮すると、過去に使用され、現在は使用されていない水田用除草剤によるダイオキシン類が土壌に残留していることにより、農作業(代掻き等)に伴う土壌粒子の巻き上げの影響によるものと推定している。</li> </ul> |
|   | センター  | -   |
|   | 専門家   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑪で述べたように、ダイオキシン類は埋立地から流出しないし、水処理での除去能力も高い。また埋立地浸出水の処理水のダイオキシン類は、定期的に検査されている。ここで基準以下であれば、河川に放流されると大幅に薄まる(希釈される)ので、河川中にダイオキシン類が検出されたとしたら、別の発生源によると考えられる。埋立地からダイオキシン類が流出するとしたら、焼却残渣、ばいじんなどがその原因である。ダイオキシン類にはさまざまな同族体があり、発生源ごとにその割合が異なる。燃焼由来と農薬由来にはそれぞれ特徴的なパターンがあり、分析すれば燃焼系でないことがわかる。</li> </ul>                                      |
| ⑭ | 地元関係者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PRTR法に基づく環境プラント工業の報告内容によると、一般廃棄物処分場からは何十年も前からEPN(殺虫剤の一種)等の有害物質が流され続けている。</li> </ul>   |
|   | 県     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行っている行政検査では、一般廃棄物処分場からEPNを含む有機リンは検出されていない。</li> <li>・PRTR法に規定されている算出方法の特性から、見かけ上の数値が報告されたものと考えられる。</li> </ul>   |
|   | センター  | -   |
|   | 専門家   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・EPNは、公共用水域等における要監視項目に指定されている。浸出水の排水基準中では、有機リンとして監視されている。</li> </ul>   |
| ⑮ | 地元関係者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県では事故事例や処分場周辺での環境汚染の発生や疾病(がんや心臓病等)の罹患率の上昇が見られる。(山梨県公共関与処分場、日の出町一廃処分場等)</li> </ul>  |
|   | 県     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・累次の廃棄物処理法改正により、周辺住民の生活環境保全に支障を来さないよう、法整備がなされてきたところ。</li> <li>・公共関与処分場の事故事例(山梨県、滋賀県)については、いずれも地下水への漏出はなく、施設の安全性は保たれている状況と考える。</li> <li>・東京たま広域資源循環組合の日の出町の一般廃棄物最終処分場については、周辺環境に影響があるとは認められないことが判決で確定している。(H23.4.26最高裁判決)</li> </ul>  |
|   | センター  | -   |
|   | 専門家   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出町の一般廃棄物最終処分場では地下水汚染があるかどうか、住民の最大の関心であり、健康被害についての議論はない。埋立地からの有害物質のばく露経路を考えると、健康への被害をおよぼすような経路(漏出→地下水→灌漑→農作物→摂取、あるいは地下水→井戸→飲用)、それが一定濃度以上であることは、考えがたい。</li> </ul>   |
|   | 地元関係者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処分場周辺では、農作物の汚染が進んでいる。</li> </ul>  |

|   |             |   |
|---|-------------|---|
|   | <p>県</p>    | <p>・国の放流水等の基準は、国や国際機関で検討され集約された科学的知見を基本として新たな環境負荷が加わることを前提に、十分な安全率を考慮して定められており、これらの基準を遵守されていることを立入検査等で確認することとしている。</p>  |
| ⑬ | <p>センター</p> | <p>・当処分場では国基準以上の安全対策や適切な維持管理を実施する計画であり、環境保全措置を適切に実施することにより、周辺的生活環境に支障は生じないものと考えている。また、定期的なモニタリングを継続し、基準等を遵守していることを確認することとしており、国が定める放流水の排水基準等が、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、これらの基準を遵守することにより、周辺農作物に関する安全性についても問題ないものとする。</p>   |
|   | <p>専門家</p>  | <p>・①で述べたように浸出水の漏出対策は何重にもとられている。漏出したとしても水を経由して農作物を汚染する可能性は、その到達経路が想像できない。廃棄物には覆土をするため埋立地表面からの汚染物質排出は、無視できる(大気への影響は埋立作業者の安全管理として行われている)</p> <p>・一般的には、産廃処理場から直接これらの基準を超えた土壌汚染が起こることは考えにくい。ただし、土壌汚染について懸念があれば、農用地では特にヒ素、カドミウム、銅について基準があり調査が技術的に可能である。また、PCBや他の重金属等については「土壌汚染対策法」で定められている各項目を調査することも技術的に可能であると考えられる。ダイオキシン類も法律に基づき基準値が定められている。</p> |